

小口支払基金管理規則

制 定 平 31.3.29 規則 3

(管 理)

第 1 条 小口支払基金（以下「基金」という。）は、会計管理者が管理する。

(用 途)

第 2 条 基金に属する資金（以下「基金」という。）は、1口20,000円以下の需用費、役務費、使用料の支払に充てる。

(資金前渡)

第 3 条 会計管理者は、前条に掲げる経費に充てるため、資金前渡受領者に対し、資金を前渡することができる。

(基金への繰り入れ)

第 4 条 資金の前渡を受けた者（以下「資金前渡受領者」という。）は、支出額に相当する金額を速やかに歳入歳出予算の正当科目から基金に繰り入れなければならない。

(収支計算書)

第 5 条 会計管理者は、毎月分の収支計算書を翌月の10日までに監査委員に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第 6 条 資金前渡受領者は、小口支払基金整理簿（第1号様式）と、小口支払基金出納決議書（第2号様式）を備え、それぞれ資金の収支を明らかにしておかなければならない。

(施行の細目)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

